老人短期入所施設原谷こぶしの里
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿様＿（以下「契約者」という）と社会福祉法人　七野会（以下「事業者」という）は、契約者が老人短期入所施設原谷こぶしの里（以下「事業所」という）において、事業者から提供される（介護予防）短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）
第１条　事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の心身機能の維持、並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者に対し、第４条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

（契約期間）
第２条　本契約の有効期間は、契約締結の日から要介護認定の有効期間までとします。契約期間満了の７日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに更新されるものとし、以後も同様とします。

（（介護予防）短期入所生活介護計画の決定・変更）
第３条　事業者は、介護予防サービス計画・居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って契約者の（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。
　２　事業者は、（介護予防）短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族に対して説明をし、同意を得るものとします。

（介護保険給付対象サービス）
第４条　事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。
　２　事業者が提供する（介護予防）短期入所生活介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりとします。

（運営規定の遵守）
第５条　事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
　２　本契約における運営規定については、本契約と一体のものとして、事業者、契約者と

もに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は契約者に対して事前に説明することとします。
　３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）
第６条　契約者は、要支援・要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
　２　前項の他、契約者は重要事項説明書に定める食材料費等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払うものとします。
　３　サービス利用料金は、１月ごとに計算し、契約者はこれを１月最終日または、最終日から３０日以内に支払うものとします。

（利用の中止、変更）
第７条　契約者は、利用日前において（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出ることとします。変更の場合には、事業者は契約者の希望を聞いた上で利用期間を協議するものとします。

（利用料金の変更）
第８条　第６条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
　２　第６条第２項に定めるサービス利用料金については、事業者は契約者に対して１ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができることとします。
　３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（事業者及びサービス従事者の義務）
第９条　事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。
　２　事業者は非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため非難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。
　３　事業者は、契約者に対する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成しそれを完結日より５年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写し　を交付するものとします。
　４　事業者はサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとします。
　５　事業者及びサービス従事者又は従業員は、（介護予防）短期入所生活介護サービスを

提供するうえで知り得た契約者又は家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後にも継続します。但し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身の情報を提供できるものとします。

（契約者の施設利用上の注意義務等）
第１０条　契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
　２　契約者は、事業所の施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします

（損害賠償責任）
第１１条　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第９条第５項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
　　但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
　２　事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（契約の終了）
第１２条　契約者は本契約の有効期間中、契約希望終了日の７日前までに事業者に通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。
　２　契約者は、事業者及びサービス従事者が以下の行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
（１）事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
（２）事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
（３）事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合。
３　事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
（１）契約者によるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、催告期間が３０日を超えたにもかかわらず、これが支払われない場合。
（２）契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。
４　次の事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了することとします。
（１）契約者が介護保健施設を利用した場合。
（２）契約者の要支援・要介護認定区分が自立と認定された場合。
（３）契約者が死亡した場合。

（身元引受人）
第１３条　事業者は契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。
　２　身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責任を負います

（苦情処理）
第１４条　事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）
第１５条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、契約者と事業者は誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

契　約　者　　住　所

氏　名　　印

署名代行者　　住　所

氏　名　　印

身元引受人　　住　所

氏　名　　印

事　業　者　　住　所　　京都市北区大北山長谷町５番地３６
事業者　　社会福祉法人　七野会
事業所名　　老人短期入所施設原谷こぶしの里
代表者氏名　　理事長　　井上　ひろみ　　印